静岡県産業教育振興会会則

第1章 総 則

(名称)

第1条 本会は、静岡県産業教育振興会と称する。

(組織)

第2条 本会は、産業教育関係学校、実業団体、実業家及び有志者をもって組織する。 (事務局)

- 第3条 本会の事務局は、副会長在任の高等学校に置く。
- 2 事務局の運営に当たっては、静岡県教育委員会が支援する。
- 3 事務を処理するため、必要な職員を置くことができる。

(部会)

第4条 本会に部会を設けることができる。部会は、農業、工業、商業、水産、家庭及び 福祉の6部会とする。

第2章 目的及び事業

(目的)

第5条 本会は、会員の協力により産業と教育の連携を密にし、産業教育の振興を図ることを目的とする。

(事業)

- 第6条 本会は、前条の目的を達成するために次の事業を行う。
- 1 産業教育に関する生徒の学習及び研究活動への助成
- 2 静岡県産業教育審議会答申の具現化等への助成
- 3 産業教育に関する教員の研修及び研究活動への助成
- 4 産業教育に功労ある教員及び優秀な卒業生の顕彰
- 5 その他産業教育振興上必要な事業

第3章 役 員

(役員)

第7条 本会に次の役員を置く。

会長1人、副会長若干名、理事10人以内、監事2人。

(役員の選出)

- 第8条 会長及び副会長は、定期総会における会員による選挙によって選出するものとし、 任期は1年とする。ただし、再任を妨げない。
- 2 理事及び監事は、会長が指名する。
- 3 本会に顧問を置くことができる。顧問は、理事会の推薦により、会長が委嘱する。

(役員の任務)

- 第9条 会長は、本会を代表し、会務を総理するとともに、会議を招集し、その議長となる。
- 2 副会長は、会長を補佐し、会長不在のときはその職務を代理する。
- 3 理事は、理事会を組織し、会務を審査し、処理する。
- 4 監事は、会務及び会計を監査する。

第4章 会 議

(会議)

- 第10条 本会の会議を分けて総会及び理事会とする。
- 2 定期総会は、毎年一回(原則として6月)これを開催し、会務の報告、決算の承認、 予算及び事業計画、その他重要な事項の審議議決並びに会長及び副会長の選挙を行う。
- 3 会長が必要と認めたときは、臨時総会を開催することができる。
- 4 理事会は、会長が必要の都度これを招集し、総会に提出すべき議案その他本会の運営 についての重要な事項を審議する。

第5章 経費

(経費)

第11条 本会の経費は、会費、寄付金、補助金及びその他をもってこれに充てる。本会の 会計年度は毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(会費)

- 第12条 本会の会費は、次のとおりとする。
- 1 学校にあっては年額3,000円
- 2 産業教育関係学校においては、それぞれの専門に関する学科等の在学生徒1人当たり 年額、全日制の課程40円、定時制の課程20円で算定した金額
- 3 実業団体にあっては1口年額5,000円
- 4 実業家並びに有志者にあっては1口4,000円

第6章 補 則

(会則の変更)

第13条 本会則の変更は、総会の議決による。

附則

- 1 本会則は昭和42年6月19日より実施する。
- 2 昭和 43 年 6 月 25 日一部改正
- 3 昭和 52 年 6 月 20 日一部改正
- 4 昭和55年5月19日一部改正
- 5 昭和57年5月19日一部改正
- 6 昭和59年5月14日一部改正
- 7 平成 4年6月16日一部改正
- 8 平成 6年6月 8日一部改正
- 9 平成 7年6月 2日一部改正
- 10 平成 9年5月30日一部改正
- 11 平成10年6月 4日一部改正
- 12 平成 16 年 6 月 10 日一部改正
- 13 平成 19 年 5 月 29 日一部改正
- 14 平成20年2月 1日一部改正
- 15 平成27年7月 1日一部改正